



報道関係者各位

エコマーク「シェアリングサービス」(自転車シェアリング・カーシェアリング)の認定を開始しました

(公財)日本環境協会(住所:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、2月1日付でエコマーク商品類型 No.508「シェアリングサービス」認定基準を制定し、同日付で認定審査の申込受付を開始しました。なお、タイプI環境ラベル*において、自転車シェアリングの認定基準の制定は世界初となります。また、カーシェアリングの認定基準では、直近1年間における電動車(電気自動車、HV車等)の導入割合を50%以上と設定するなど、シェアされる車両についても高い環境先進性を求めています。

◇ No.508「シェアリングサービス Version1」(自転車シェアリング・カーシェアリング)について

製品の「所有」から「利用」への意識転換が消費者の中で徐々に浸透し、シェアリングエコノミーと呼ばれる経済活動が拡大しています。「平成30年版 情報通信白書」によると、2015年度に約398億円のシェアリングエコノミーの経済規模(国内)が、2021年には約1,071億円まで伸長すると予測されています。カーシェアリングについては、既に2012年にエコマーク商品類型 No.502「カーシェアリング」として認定基準を制定していますが、今回の「シェアリングサービス」の商品類型化では「移動のシェア」に着目して、現在急速に普及が進んでいる「自転車シェアリング」を新たに採り上げるとともに、現行の「カーシェアリング」認定基準の見直しを行い、両方の認定基準を新たに制定しました。環境に配慮した移動手段を消費者のライフスタイルに定着させ、2030年の温室効果ガス削減目標達成に寄与します。

●認定基準のポイント●

<自転車シェアリング>(新規)

IoT技術を用いた自転車シェアリング事業の効率化による環境負荷低減の取り組みを進めるとともに、消費者が公共交通機関の1つとして安心して利用できるように、自転車安全基準(BAA)に適合している自転車の配備などの内容を基準化しました。

<カーシェアリング>(見直し)

先進的なカーシェアリング事業を推進するため、IoT技術を用いたシェアリング事業の最適化による環境負荷低減につながる取り組みを進めるとともに、今回新たにシェアされる車両についても高い環境先進性を求める項目として、国が次世代自動車として普及拡大を進めている電動車(電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車)を積極的に配備していることを必須項目として設定しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

E-mail: info@ecomark.jp

TEL: 03-5829-6284

FAX: 03-5829-6281

< * エコマークについて >



国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989 年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。2019 年 12 月 31 日時点のエコマーク認定商品数は 51,638、ライセンス数は 5,350、使用契約者数は 1,412 となっています。また、認定基準を制定している商品類型(分野)数は今回の「シェアリングサービス」を加えて、69 となりました。エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。
<https://www.ecomark.jp/>